農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領

制定
３ 農 振 第 ２９２１ 号
令 和 ４ 年 ４ 月 １ 日
農林水産省農村振興局長通知

最終改正　令和８年４月７日付け　７農振第3126号

第１　趣旨

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和３年４月１日付け２農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表１の（１）の地域資源活用価値創出対策の実施については、当該要綱によるほか、この要領に定めるところによる。

第２　定義

１　この要領において「地域資源活用価値創出」とは、活用可能な農山漁村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組等、農山漁村の地域資源を最大限に活用し、新たな事業や付加価値を創出する取組をいう。

２　この要領において「地域資源」とは、農林水産物をはじめ、棚田、森林等の農林地及びその景観、ジビエ、バイオマス並びに間伐材のほか、地域に賦存する農林水産業に関わる多様な地域資源をいう。

３　この要領において「地域資源活用・地産地消推進協議会」とは、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、管轄区域内の農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体をいう。以下同じ。）、食品産業の事業者その他の商工業者、金融機関、国等の関係行政機関等の参加を得て組織する協議会をいう。

なお、地域資源活用・地産地消推進協議会の名称は、実情に応じて別の名称としても差し支えない。また、複数の市町村で地域資源活用・地産地消推進協議会を組織する場合には、当該複数の市町村の区域で４の市町村戦略を策定することができる。

４　この要領において「地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に関する戦略」とは、都道府県又は市町村が、別記２－２の別表１の事項２の具体的な事業内容の欄の（４）に定める(ア)から(ケ)までに掲げる事項を含む６次産業化、農商工連携及び地産地消を含む地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組に関して策定する戦略をいい、このうち都道府県が策定するものを「都道府県戦略」といい、市町村が策定するものを「市町村戦略」という。

５　この要領において「特認団体」とは、法人格を有さない団体であって、以下の要件を全て満たすものをいう。

（１）主たる事務所の定めがあること。
（２）代表者の定めがあること。

（３）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
（４）年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されること。
（５）別記２－１の事業を行う場合においては、都道府県知事が地方農政局長等と協議の上で、特に必要であると認める団体であること。
（６）別記２－２の事業を行う場合においては、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が特に必要と認める団体であること。

６　この要領において「コンソーシアム」とは、以下の要件を全て満たす事業化共同体をいう。
（１）構成員の中から代表者又は代表団体が選定されており、当該代表者又は代表団体が交付金交付に係る全ての手続等を担うこと。
（２）定款、組織規程、経理規程、組織運営に関する規約があること。
（３）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されること。
（４）別記２－１の別表１の事項４の事業を行う場合においては、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第７条又は第８条の規定に基づく認定を受けた認定研究開発・成果利用事業者又は当該事業者を含む関係者で構成されるものであること。
（５）別記２－２の事業を行う場合においては、民間団体等及び特認団体を含む関係者で構成されるものであること。

７　この要領において「生産緑地地区」とは、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第３条第１項の規定により定められた生産緑地地区をいう。

８　この要領において「特定農山村地域」とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）第２条第４項の規定に基づき公示された特定農山村地域をいう。

９　この要領において「振興山村」とは、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村をいう。

10　この要領において「過疎地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（※）をいう。
※　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。

11　この要領において「半島振興対策実施地域」とは、半島振興法（昭和 60 年法律

第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域をいう。

12　この要領において「離島振興対策実施地域」とは、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域をいう。

13　この要領において「沖縄地域」とは、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第３条第１号に規定する沖縄をいう。

14　この要領において「奄美群島」とは、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第１条に規定する奄美群島をいう。

15　この要領において「小笠原諸島」とは、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第４条第１項に規定する小笠原諸島をいう。

16　この要領において「特別豪雪地帯」とは、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯をいう。

17　この要領において「指定棚田地域」とは、棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。

18　この要領において「中山間地域」とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域をいう。

19　この要領において「農業振興地域」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第６条第１項の規定に基づき指定された農業振興地域をいう。

20　この要領において「漁業集落」とは、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第６条第１項から第４項までの規定に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサスの対象となる漁業集落をいう。

21　この要領において「間接交付事業者」とは、交付等要綱別表１の事業実施主体の欄のうち間接交付事業者の欄の（１）の事業に該当する間接交付事業者をいう。

第３　事業の実施等に関して必要な事項

本事業の実施に関して必要な事項は、第４から第９までに定めるほか、表１に掲げる事業ごとにそれぞれの別記に定めるものとする。

（表１）

事業名	別記
１　地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）	別記１
２－１　地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）地域資源活用・地域連携推進支援事業	別記２－１

２－２　地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）地域資源活用・地域連携サポート事業	別記２－２
２－３　地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）	別記２－３
３　地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）	別記３
４　地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）及び地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）	別記４
５　地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）及び地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）	別記５

第４　国の助成措置

１　国は、予算の範囲内において、本事業の実施について、別に定めるところにより本交付金を交付する。

２　国は、都道府県に交付した本交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、都道府県知事に対し、本交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された本交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

第５　未しゅん功工事について

施設等の整備について、事業実施主体は、未しゅん功工事について（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、未しゅん功工事の防止について（昭和55年３月１日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び未しゅん功工事の防止について（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第６　自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、本交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

１　利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（１）から（３）までのいずれかの関係を有する会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

（１）事業実施主体自身

（２）100パーセント同一の資本に属するグループ企業

（３）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第８条に定める親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、（２）を除く。）

２　利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合
当該調達品の製造原価をもって交付対象経費とする。
（２）100 パーセント同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象経費とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合
取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。
（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする

第７　会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

１　分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、農林漁業者の組織する団体等の根拠法規のない場合についても請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに、徴収の都度領収書を発行しておくこと。

２　事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。

３　金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を設けて行うこと。

４　領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

５　人件費の算定等にあっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年９月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に従うこと。

第８　事業実施主体が行う関係書類の整備保管

事業実施主体は、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を保管しておくものとする。

１　予算関係書類

（１）事業実施に関する総会等の議事録及び地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）及び地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）において代行施行を選択した場合にあっては代行施行の選択理由

（２）予算書及び決算書
（３）分（負）担金賦課明細書
（４）その他

２　工事施行関係書類
（直営施行の場合）
（１）工事材料検収簿及び同受払簿
（２）賃金台帳及び労務者出役簿
（３）工事日誌及び現場写真
（４）建築確認に係る検査済証（建築工事の場合に限る。）
（５）実施設計書及び出来高設計書
（６）その他関係書類
（請負施行、委託施行及び代行施行の場合）
（１）入札てん末書類
（２）請負等契約書類
（３）工事完了届及び現場写真
（４）建築確認に係る検査済証（建築工事の場合に限る。）
（５）実施設計書及び出来高設計書
（６）その他

３　経理関係書類
（１）金銭出納簿
（２）分（負）担金徴収台帳
（３）証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書等）
（４）その他

４　往復文書等
（１）地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型、創出支援型、農泊推進型及び農福連携型）並びに地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型及び農福連携型）にあっては、本交付金の交付から財産処分等に至るまでの振興推進計画等、申請書類、交付決定書類及び承認書類並びに設計書類
（２）地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）にあっては、事業実施主体と都道府県等の間で行われた全ての往復文書
（３）地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）にあっては、本交付金の交付から財産処分等に至るまでの申請書類（費用対効果分析に係る資料など判断の根拠とした資料を含む。）、交付決定書類及び承認書類並びに設計書類

５　施設管理関係書類
（１）管理規程又は利用規程
（２）財産管理台帳
（３）その他

第９　電磁的記録による作成・保管、電子情報処理組織による申請等

１　この要領に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なもの

は、電磁的記録によることができる。

2　事業実施主体は、この要領に基づき事業承認者に対して行う申請、報告及び届出（以下「申請等」という。）については、この要領の各規程の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により申請等を行う場合において、この要領に基づき当該申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

3　事業実施主体は、前項の規定により申請等を行う場合は、この要領の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

4　事業承認者は、2の規定により申請等を行った事業実施主体に対する通知、承認、指示及び命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

5　事業実施主体が2の規定によりシステムを使用する方法により申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

附　則

1　この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2　この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止する。

3　この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成28年4月1日付け27農振第2342号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止する。

4　この要領の施行に伴い、6次産業化サポート事業実施要領（平成26年4月1日付け25食産第4902号農林水産省食料産業局長通知）は、廃止する。

5　この要領の施行に伴い、地域の食の絆強化推進運動事業実施要領（令和3年3月29日2食産第6780号農林水産省食料産業局長通知）は、廃止する。

6　2から5までの通知によって令和3年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附　則

1　この通知は、令和5年4月1日から施行する。

2　この通知の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。

（1）農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知）

（2）農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知）

（3）農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2271号農林水産省農村振興局長通知）

3　この通知による改正前の農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）

実施要領（令和４年４月１日付け３農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）により令和４年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

４　２の規定による廃止前の通知によって令和４年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附　則

１　この通知は、令和６年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の本要領によって令和５年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附　則

１　この通知は、令和６年 12 月 17 日から施行する。

２　この通知による改正前の本要領によって令和６年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附　則

１　この通知は、令和７年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の本要領によって令和６年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附　則

１　この通知は、令和８年４月７日から施行する。

２　この通知による改正前の農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領に基づき実施している事業については、なお従前の例による。ただし改正後の別記１の第４、第５及び第６、別記４の第９、第 10 及び第 11 並びに別記５の第９、第 10 及び第 11 の規定は、この通知による改正前から実施している事業についても適用する。